

変更後	2月10日公開時
<p>(基盤地図情報)</p> <p>第8条 この準則において基盤地図情報とは、地理空間情報活用推進基本法(平成19年法律第63号。以下「基本法」という。)第2条第3項に基づく地理空間情報活用推進基本法第2条第3項の基盤地図情報に係る項目及び基盤地図情報が満たすべき基準に関する省令(平成19年国土交通省令第78号。以下「項目及び基準に関する省令」という。)」の規定を満たす位置情報をいう。</p> <p>2 計画機関は、<u>測量成果である基盤地図情報の整備及び活用に努めるものとする。</u></p>	<p>(基盤地図情報)</p> <p>第5条 この準則において「基盤地図情報」とは、地理空間情報活用推進基本法(平成19年法律第63号)第2条第3項に基づく地理空間情報活用推進基本法第2条第3項の基盤地図情報に係る項目及び基盤地図情報が満たすべき基準に関する省令(平成19年国土交通省令第78号)の規定を満たす位置情報をいう。</p> <p>2 <u>本準則第2編を適用して行う基準点測量(第4編において第2編を適用して行うこととしているものを含む。)</u>において得られる測量成果は、<u>すべて基盤地図情報に該当するものとする。</u></p> <p>3 <u>本準則第3編及び第4編を適用して行う地形測量及び写真測量及び応用測量において得られる測量成果であって、基盤地図情報に該当するものは、第3編第9章の規定を適用するものとする。</u></p>
<p>(測量の計画)</p> <p>第5条 計画機関は、<u>公共測量を実施しようとするときは、目的、地域、作業量、期間、精度、方法等</u>について適切な計画を策定しなければならない。</p> <p>2 計画機関は、前項の計画の立案に当たり、当該作業地域における基本測量及び公共測量の実施状況について調査し、利用できる測量成果、測量記録、その他必要な資料(以下「<u>測量成果等</u>」という。)の活用を図ることにより、測量の重複を避けるよう努めなければならない。</p> <p>3 計画機関は、得ようとする測量成果の<u>種類、内容、構造、品質等</u>を示す<u>仕様書</u>(以下「<u>製品仕様書</u>」という。)を定めなければならない。</p> <p>一 製品仕様書は、「地理情報標準プロファイル Japan Profile for Geographic Information Standards (JPGIS) 」(以下「<u>JPGIS</u>」という。)に準拠するものとする。</p>	<p>(測量の計画)</p> <p>第6条 計画機関は、<u>作業の開始に先立ち、作業地域、作業量、作業期間、作業方法等</u>について適切な計画を策定しなければならない。</p> <p>2 計画機関は、前項の計画の立案に当たり、当該作業地域における基本測量及び公共測量の実施状況について調査し、利用できる測量成果等の活用を図ることにより、測量の重複を避けるよう努めなければならない。</p> <p>3 計画機関は、得ようとする測量成果の<u>定義、内容、構造及び品質等</u>を示す<u>製品仕様書</u>を定めなければならない。</p> <p>一 製品仕様書は、「地理情報標準プロファイル Japan Profile for Geographic Information Standards (JPGIS) 」(以下「<u>JPGIS</u>」という。)に準拠するものとする。</p>

<p>二 製品仕様書による品質評価の位置正確度等については、<u>この準則</u>の各作業工程を適用するものとする。ただし、<u>この準則</u>における各作業工程を適用しない場合は、JPGISによる品質評価を標準とするものとする。</p>	<p>二 製品仕様書による品質評価の位置正確度等については、<u>本準則</u>の各作業工程を適用する場合は原則として<u>本準則</u>によるものとする。ただし、<u>本準則</u>における各作業工程を適用しない場合は、JPGISによる品質評価を標準とするものとする。</p> <p>4 <u>計画機関は、作業機関の測量実施の技術力、工程管理、品質管理等を必要に応じて事前に評価しなければならない。</u></p>
<p>(測量成果等の提出)</p> <p>第16条 作業機関は、作業が終了したときは、遅滞なく、<u>測量成果等を付録4の様式に基づいて整理し、これらを計画機関に提出しなければならない。</u></p> <p>2 <u>第2編を適用して行う基準点測量(第4編において第2編を適用して行うこととしているものを含む。)</u>において得られる測量成果は、<u>すべて基盤地図情報に該当するものとする。</u></p> <p>3 <u>第3編及び第4編を適用して行う地形測量及び写真測量及び応用測量において得られる測量成果であって、基盤地図情報に該当するものは、第3編第9章の規定を適用するものとする。</u></p> <p>4 測量成果等は、原則として<u>あらかじめ計画機関が定める様式に従って電磁的記録で提出するものとする。</u></p> <p>5 計画機関は、第1項の規定により測量成果等の提出を受けたときは、速やかに測量成果の精度、内容等进行检查しなければならない。</p> <p>6 <u>測量成果等において位置を表示するときは、世界測地系によることを表示するものとする。</u></p>	<p>(測量成果等の提出)</p> <p>第16条 作業機関は、作業が終了したときは、遅滞なく、<u>測量成果、測量記録、その他必要な資料は付録4の様式に基づいて整理し、これらを計画機関に提出しなければならない。</u></p> <p>2 <u>測量成果等において位置を表示するときは、世界測地系によることを表示するものとする。</u></p> <p>3 測量成果等は、原則として電磁的記録で提出するものとし、<u>測量成果電子納品要領に基づき作成するものとする。</u></p> <p>4 計画機関は、第1項の規定により測量成果等の提出を受けたときは、速やかに測量成果の精度、内容等进行检查しなければならない。</p>